

国際通貨研レポート



Institute for International Monetary Affairs (IIMA)

公益財団法人 国際通貨研究所

トランプ 2.0 のアジア主要国経済への影響

～代替輸出・投資拡大への期待はあるものの、
対中輸入拡大への警戒は強まる方向～

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 主任研究員
福地 亜希
aki_fukuchi@iima.or.jp

2025 年 1 月に米国で発足した第二次トランプ政権の通商政策の内容が明らかとなりつつある。2 月に入り、カナダやメキシコ、中国に対する追加関税の賦課に加えて、全ての国を対象とする「相互関税」導入の方針などを矢継ぎ早に打ち出しており、各国は警戒を強めている。

本稿では、第二次トランプ政権が打ち出しているこれまでの通商政策の概要を整理するとともに、アジア主要国経済への影響と課題等について検討する。

1. 第二次トランプ政権の通商政策の概要

米国のトランプ大統領は就任初日の 2025 年 1 月 20 日、大統領覚書「米国第一の通商政策（America First Trade Policy）」¹を公表、同国における産業や技術的優位性の強化と経済安全保障の観点などから通商政策を再構築すべく、「不公正・不均衡な貿易への対応」、「中国との経済・通商関係」、「経済安全保障に関する追加事項」の 3 つの観点から、同年 4 月 1 日までに調査や見直しを完了するよう各省庁に指示した（第 1 表）。2 月 1 日には、カナダ・メキシコ産の全製品に対して 25%、中国産の全製品に対して 10%の

¹ The White House (2025a)

追加関税を賦課する大統領令を発令した²。その後、メキシコおよびカナダについては、交渉等を通じて追加関税の発動が1ヵ月延期された一方、中国については2月4日に予定通り発動された。2月27日にトランプ大統領は、3月4日から中国に対する追加関税を10%上乘せし、計20%とする方針を表明した。米国の主な対中輸入品目に対する関税率（20%の追加関税賦課後）は、最大の輸入品目であり、かつ従来無税とされてきたスマートフォンやノートパソコン（一般関税率：0%）については、20%の関税率が賦課されるほか、バイデン前政権下で25%の追加関税が賦課されたりチウムイオン電池（同：3.4%）については、これまでの28.4%から48.4%に上昇する計算となる。

中国政府は2月4日、報復措置として、2月10日から米国産の石炭や液化天然ガス（LNG）等に15%、原油、農業機械、一部の商用車・乗用車に10%の追加関税を課すことを公表した³。もっとも、今回の追加関税措置の対象は、米国が全ての中国からの輸入品を対象とするのに対して、合計約80品目（140億ドル相当）とわずかにとどまっている。加えて中国政府は、タングステンなど重要鉱物への輸出規制強化⁴、Googleの独占禁止法違反に関する調査の開始⁵、米企業2社のブラックリスト追加⁶などを打ち出している。

第1表: 第二次トランプ政権の主な通商政策

時期	対象国	概要
2025年1月20日	全世界	政権の貿易優先事項をまとめた「米国第一の貿易政策」を公表、2025年4月1日までに調査を完了するよう各省庁に指示
1月27日	全世界	共和党下院議員に向けた演説の中で、半導体、医薬品、鉄鋼、アルミニウム、銅などに対して関税を賦課する意向を表明
2月1日	カナダ、メキシコ、中国	カナダ・メキシコに対する25%の追加関税（1ヵ月延期）、中国に対する10%の追加関税（2月4日発動）
2月10日	全世界	鉄鋼・アルミ製品に対する25%の追加関税（3月12日発動予定）
2月13日	全世界	「相互関税」の導入に向けて、関係省庁に米国の全貿易相手国との貿易関係の調査と報告を指示
2月18日	全世界	トランプ大統領が、自動車に25%程度（詳細は4月に公表予定）、半導体と医薬品に対しても同程度の追加関税を賦課する可能性を示唆
2月21日	豪州、カナダ、EU、フランス、イタリア、スペイン、トルコ、英国	米国USTRに対し、対象国のデジタルサービス税（DST）を再調査するよう指示
2月25日	全世界、中国	同盟国からの投資を促進すると一方、中国など「外国の敵対者」との対内・対外投資を規制する「米国第一の投資政策」を公表
2月27日	中国	トランプ大統領が、3月4日から中国に対する追加関税を10%上乘せし、計20%とする方針を表明

（資料）米政府資料、各種報道等より国際通貨研究所作成

² 大統領令はカナダ、メキシコ、中国に対して、それぞれ個別に発令（計3本発令）。なお、カナダ産のエネルギー資源については、「国家エネルギー非常事態の宣言」（第8条）（1月20日発表）に基づき10%の追加関税となる。

³ https://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/202502/t20250204_3955222.htm

⁴ https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_e623090907fc4e1092f0a4db72f57b95.html

⁵ https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2025/art_396a9ab3aa6d4c4bbd40833815afd245.html

⁶ https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_ab15d2258dda4e93b8ad1ec4776d37c3.html

このほか、2月10日には、鉄鋼・アルミ製品に対する25%の追加関税、2月13日には大統領覚書「互恵的貿易と関税 (Reciprocal Trade and Tariffs)」⁷を公表、「相互関税」の導入に向けて、関係省庁に米国の全貿易相手国との貿易関係の調査と報告を指示した。2月18日には、自動車に対する25%の追加関税、半導体・医薬品に対する追加関税賦課の可能性を示唆するなど、各国・企業は警戒を強めている。

米国においては、「1974年通商法」をはじめ、議会の審議を経ることなく、大統領権限で輸入制限措置の発動を認める国内法が複数存在し、第一次トランプ政権以降、「1962年通商拡大法」232条や「1974年通商法」301条を中心に積極的な活用が行われてきた(第2表)。ただし、各国内法で発動するための要件を定め、商務省、米通商代表部(USTR)、米国国際貿易委員会(USITC)などの行政機関による調査を求めるなど、限定的な行使が行われてきた。

しかし、今回の措置は「国際緊急経済権限法(IEEPA)」を根拠法としており、発動までに調査等の手続きを経ないこと、適用除外となる品目がなく当該国の全製品を対象とする追加関税であることなどがこれまでと異なる。加えて、301条や232条に基づく追加関税措置は、あくまで通商上の問題を理由とするのに対し、IEEPAは通商問題に限らず、米国の安全保障に対する異例かつ重大な脅威に対抗するため輸入の規制等を実施できる点に特徴があり、目的として、3カ国からの不法移民とフェンタニルをはじめとする違法に製造された麻薬性鎮痛薬の米国への流入の阻止を挙げている。

第2表: 米国における大統領に発動権限が付与されている主な関税措置

根拠法	概要
1962年通商拡大法 232条	■ 商務省が、特定製品の輸入が国家安全保障を脅かすと判断した場合、大統領が当該品目および派生品の輸入を調整するために必要な措置を必要な期間とらなければならない
1974年通商法 201条	■ 米国国際貿易委員会(ITC)が特定製品の輸入急増が米国産業に深刻な損害を与える実質的な原因または恐れがあると判断した場合、大統領が一時的な関税やその他の貿易措置を課することができる
1974年通商法 301条	■ 米通商代表部(USTR)は、米国の貿易相手国が貿易協定の約束に違反していると判断した場合、または米国の通商に負担や制限をかける差別的もしくは不合理な慣行を行っているとして判断した場合、貿易協定の譲許を停止したり、輸入制限を課することができる
国際緊急 経済権限法(IEEPA)	■ 米国の国家安全保障、外交政策や経済に対して異例かつ重大な脅威があり、大統領が緊急事態を宣言した場合、特定国からの輸入の規制等を実施することができる
1930年関税法 338条	■ 特定国が、他国に比べて米国に不利益をもたらす差別待遇を採用していると大統領が認定した場合、当該国からの輸入に対し50%以下の追加関税を賦課できる
1974年通商法 122条	■ 巨額かつ深刻な国際収支赤字に対処するため、大統領は従価で15%を超えない範囲の輸入課徴金、あるいは輸入割当などの制限措置をとることができる(150日以内)
1974年通商法 406条	■ 共産諸国からの輸入が市場をかく乱しているとUSITCが判断した場合、セーフガード措置の発動を大統領に認める(上限5年間、3年間で1回の延長が可能)

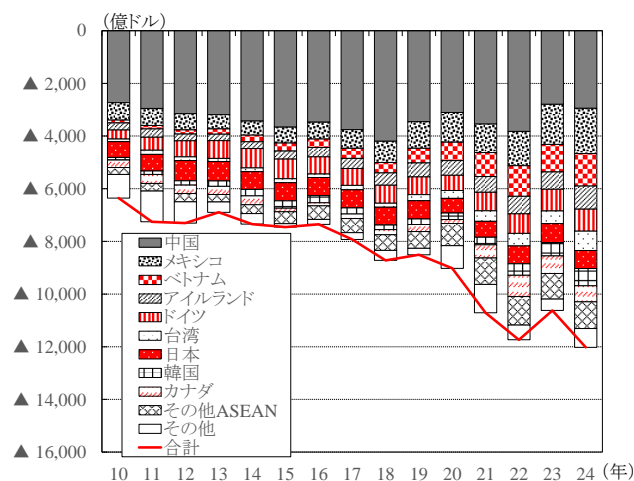
(注) 黄色網掛は2024年までに発動済みのもの。
(資料) 米政府、CRS、JETRO資料などより国際通貨研究所作成

⁷ The White House (2025b)

鉄鋼・アルミ製品に対する 25%の追加関税の法的根拠としては、従来と同様、1962 年通商拡大法 232 条とされる一方、「相互関税」の法的根拠としては、政府高官の発言では、1962 年通商拡大法 232 条、1974 年通商法 301 条、IEEPA などが例示されており、複数の活用が想定されているとみられる。

米国の財貿易赤字は、第一次トランプ政権下で対中関税賦課が開始された 2018 年以降も全体として拡大基調が続いている（第 1 図）。国・地域別にみると、中国については、貿易赤字全体に占める割合が 2015 年の約 5 割をピークに 2024 年には約 25%まで縮小した一方、メキシコやカナダといった USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）加盟国のほか、ベトナムをはじめとする ASEAN 諸国に対しては赤字額が拡大した（第 3 表）。なお、「相互関税」の導入に向けた調査では、貿易相手国の米国製品に対する関税率にとどまらず、非関税障壁や為替政策などを含む不公平な通商政策・慣行全般が対象とされている。米国政府が公表したファクトシート⁸では、具体例として、カナダ、EU、ブラジル、インドなどの関税障壁や非関税障壁が挙げられており、インドについては、米国产の農産物に適用される最恵国待遇（MFN）関税率が 39%（米国平均は 5%）であることや、米国製二輪車に課される関税率が 100%（米国では 2.4%）であることなどが指摘されている。

第 1 図：米国の貿易赤字の推移



(資料)米Census統計より国際通貨研究所作成

第 3 表：米国の貿易赤字の上位国と関税率

	米国の貿易赤字 (億ドル)		平均関税 率(%)
	シエア(%)		
米国	▲ 12,022	100.0	3.3
1 中国	▲ 2,950	24.5	7.5
2 メキシコ	▲ 1,715	14.3	6.8
3 ベトナム	▲ 1,234	10.3	9.4
4 アイルランド	▲ 878	7.3	5.0
5 ドイツ	▲ 833	6.9	5.0
6 台湾	▲ 736	6.1	6.5
7 日本	▲ 683	5.7	3.7
8 韓国	▲ 657	5.5	13.4
9 カナダ	▲ 608	5.1	3.8
10 タイ	▲ 453	3.8	9.8
11 インド	▲ 453	3.8	17.0
12 イタリア	▲ 433	3.6	2.2
13 スイス	▲ 278	2.3	5.2
14 マレーシア	▲ 241	2.0	5.6
15 インドネシア	▲ 179	1.5	8.0

(注)貿易赤字は2024年、平均関税率は2023年時点。

(資料)米Census、WTO統計より国際通貨研究所作成

⁸ <https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/02/fact-sheet-president-donald-j-trump-announces-fair-and-reciprocal-plan-on-trade/>

2月13日に首都ワシントンで行われた米印首脳会談では、防衛や貿易投資など主要分野での協力拡大で合意した⁹。共同声明によると、貿易面では、2030年までに両国間の貿易総額を現在の2倍以上の5,000億ドルへの拡大を目指すことや、2025年秋までに2国間貿易協定(BTA)の第1段階の交渉を行う方針などが明らかとなっている。なお、インド政府は2月初めに公表した2025/26年度(2025年4月～2026年3月)予算案で、高級二輪車と高級車などの輸入関税率を引き下げる方針を示しており¹⁰、米国はこうした対応を評価している。

2. アジア主要国経済への影響

(1) 代替生産・輸出により総じてプラスの影響

アジア経済研究所のシミュレーション結果¹¹によると、米国が中国に対する10%の追加関税に加えて、カナダおよびメキシコに対する25%の追加関税を課す場合の2年後(2027年)の各国・地域のGDPと、ベースライン(米国がすべての国に対して関税のさらなる引き上げを行わない)との差は、メキシコ(GDP比▲3.8%)での負の影響が最も大きく、カナダ(同▲1.2%)、米国(同▲1.1%)がこれに続く(第4表)。中国への影響は全体として同▲0.3%と相対的に小幅にとどまる。一方、日本やASEANでは、全体として小幅ながらプラスの効果が見込まれる。

第4表: 米国による追加関税賦課の影響(2027年、ベースライン比)

	(%)						
	米国	中国	メキシコ	カナダ	日本	ASEAN	全世界
農業	▲1.5	0.3	▲1.9	▲0.5	0.2	0.1	0.1
自動車	0.0	0.1	▲10.7	▲10.2	2.3	0.4	▲0.2
電子・電機	▲0.3	▲0.6	▲1.1	0.2	0.4	0.2	▲0.2
繊維・衣料	1.1	▲0.3	1.6	0.6	▲0.1	0.8	0.0
食品加工	1.6	▲0.3	▲9.6	▲1.5	0.1	1.2	▲0.2
その他製造業	0.2	▲0.5	▲3.6	▲4.2	0.3	0.6	▲0.2
サービス業	▲1.3	▲0.2	▲2.2	▲0.3	0.1	0.2	▲0.4
鉱業	▲1.5	0.0	▲0.7	0.1	0.0	0.0	▲0.2
GDP	▲1.1	▲0.3	▲3.8	▲1.2	0.2	0.3	▲0.3

(出典)熊谷 他(2025)

追加関税賦課の対象となる中国およびカナダ・メキシコでは、生産・輸出の減少に加えて、投資の減少や他国へのシフトによるマイナスの影響が想定される一方、他のアジア

⁹ <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/02/united-states-india-joint-leaders-statement/>

¹⁰ 排気量1600cc以下のモーターサイクルの輸入関税率は、完成車(CBU)の場合は40%(従来50%)、現地で簡単な組み立てを行うセミノックダウン(SKD)の場合は20%(同25%)、完全ノックダウン(CKD)の場合は10%(同15%)にそれぞれ引き下げた。また、価格が4万ドル以上の高級車の関税率は70%(同125%)に引き下げる。

¹¹ 熊谷聡、他(2025)

ア諸国などでは、代替生産・輸出や投資拡大を通じたプラスの影響が見込まれる。実際、これまでデリスキングに伴う投資や輸出拡大の恩恵を受けてきたメキシコでは、先行き不透明感により投資様子見の動きが強まるなど、経済への負の影響は既に顕在化しつつある。

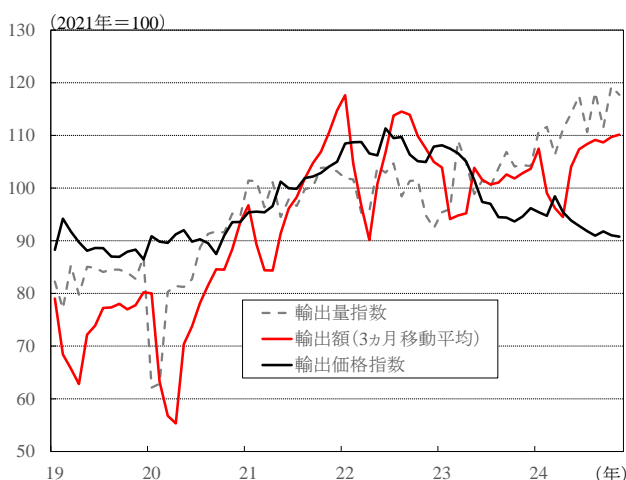
なお、トランプ大統領が示唆している鉄鋼・アルミ製品、自動車、医薬品といった個別品目に対する追加関税賦課や個別国に対する相互関税の影響については織り込まれておらず、今後の行方を注視する必要がある。

(2) 安価な中国製品流入への警戒は強まる方向

上述のように、中国以外のアジア諸国では、代替輸出・投資拡大への期待はあるものの、中国経済の不振に伴う安価な中国製品のさらなる流入拡大への警戒が強まっている。中国の輸出価格は2023年終盤以降低下傾向を辿っており、価格を引き下げることで輸出量の拡大につなげている可能性が示唆される(第2図)。特に、鉄鋼製品のほか、近年、中国の輸出をけん引している「新三様」と呼ばれる電気自動車(EV)、リチウムイオン電池、太陽電池については、国内における過剰生産能力が指摘されており、価格の下落と輸出量の拡大の傾向が鮮明となっている(第3図)。

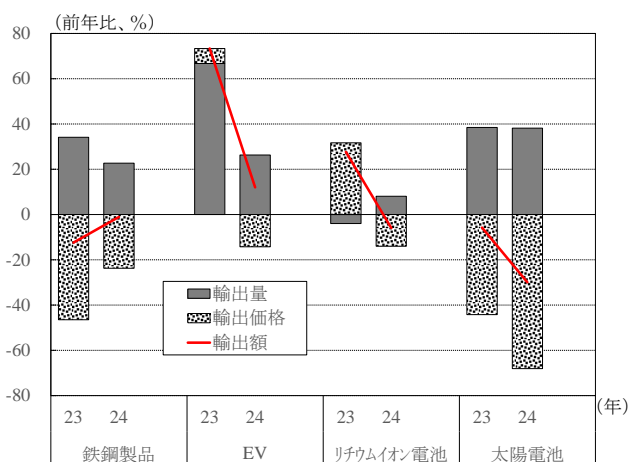
中国の輸出先に占めるASEANのシェアは拡大基調が続いており、2023年以降は、米国を上回り最大となっている(第4図)。中国の対ASEAN主要国向け輸出を品目別にみると、機械、電子機器、鉄鋼をはじめとするベースメタルなどを中心に2024年後半には二桁の伸びを示した(第5図)。

第2図：中国の輸出の推移(量・価格)



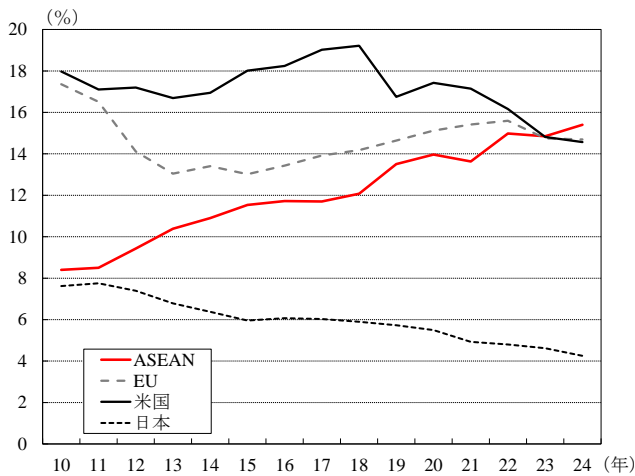
(資料) 中国海関総署、オランダ経済分析局統計より国際通貨研究所作成

第3図：主要品目の輸出(量・価格)



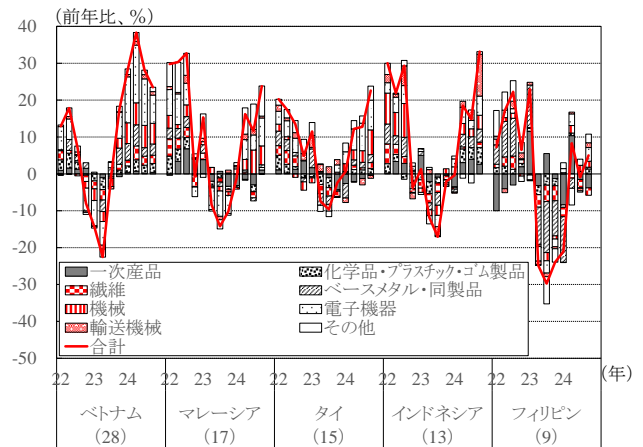
(資料) 中国国家统计局統計より国際通貨研究所作成

第4図：中国の輸出国・地域別シェア



(資料)IMF統計より国際通貨研究所作成

第5図：中国の対ASEAN輸出（品目別）



(注) 項目名下の括弧内は中国のASEAN向け輸出に占めるシェア。2024年時点。
(資料)中国海関総署統計より国際通貨研究所作成

このほか、「Temu（ティームー）」や「SHEIN（シーイン）」といった中国発の格安越境電子商取引（EC）サイトを通じた安価な中国製品の流入により労働集約的産業を中心とする国内中小企業への打撃や廃業が相次いで報じられており、各国政府は対応を急いでいる。

タイ政府は2024年7月、オンラインプラットフォームを通じた安価な中国製品の流入により国内中小企業の事業者が打撃を受けていることを念頭に、国内の品質基準を満たさない輸入品の農作物、消費財、工業製品などの取り締まりを強化したほか、1,500パーツ（約6,700円）以下の少額輸入品に対する7%の付加価値税（VAT）賦課¹²を開始、期間は当初の同年末から1年間の延長を決定した。

ベトナム政府も2025年1月、消費者保護と国内製品の競争力確保を目的に、同国内で商品販売する海外のECプラットフォームに営業許可登録や事務所設立を義務付けるEC取引法の草案を公表したほか、海外からの低価格の輸入品に対する免税措置を2月18日付で廃止した。

インドネシア政府も2024年10月、SHEINアプリのダウンロードをブロックするようGoogleとアップルに要請している。

¹² 従来、1,500パーツ超の輸入品のみならずVAT賦課の対象。

3. 今後の展望と課題

2025年1月に発足した第二次トランプ政権の通商政策は、関税を通商問題も超えた幅広い分野における諸外国との交渉の駆け引き材料として利用しており、同盟国であっても個別品目に対する追加関税賦課や相互関税の導入などを交渉材料として対米貿易黒字の是正を求められる可能性があり、予断を許さない。

ただし、先行研究¹³では、関税は貿易赤字を削減することにつながらず、むしろ貿易赤字を拡大させることが指摘されており、米国の超過需要の政策的な修正が行われな限り、貿易赤字額の明確な縮小は見込み難い。また、自由貿易が阻害されることに伴う非効率的な資源再配分は、長い目で見た世界経済発展の重石となることや、経済分断や各国間格差拡大の要因になることも懸念される。

各国経済への影響については、米国景気・物価への影響を睨んだ現実的な対応がとられることで、実体経済への影響はある程度抑制される可能性もあるが、情勢は流動的で楽観視はできない。中国では追加関税賦課等により、対米輸出の減少傾向が続き、不動産不況を中心とする内需の不振と相俟って景気への下押し圧力が続くとみられる。中国以外では代替生産・輸出や投資拡大などプラスの影響が見込まれる国はあるものの、安価な中国製品の流入拡大による競争激化への警戒は強まる方向にあり、輸出先の多角化に加えて、各国における生産効率の向上や製品の付加価値の引き上げなどによる輸出競争力の維持・強化などが求められる。

日本としては、米国との同盟関係を維持・強化しつつ、G20のほか、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）や東アジアにおける地域的な包括的経済連携（RCEP）の枠組みなどを通じて、国際的なルールに基づく通商・経済関係の構築を推進していく役割が期待される。

以上

¹³ Joseph E. Gagnon (2025)

<主な参考文献>

- 熊谷 聡・早川 和伸・後閑 利隆・磯野 生茂・ケオラ・スックニラン・坪田 建明・久保裕也(2025)「トランプ政権の中国・カナダ・メキシコに対する関税政策の影響」アジア経済研究所、アジ研ポリシー・ブリーフ No.201、2025年1月28日 (<https://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Reports/AjikenPolicyBrief/201.html>)
- 福地 亜希(2024)「米大統領選と通商政策の行方～「もしトラ」で想定される主要国経済への影響～」国際通貨研究所、国際通貨研レポート nl2024.19、2024年5月24日 (<https://www.iima.or.jp/docs/newsletter/2024/nl2024.19.pdf>)
- Chad P. Bown (2025). “Trump's trade war timeline 2.0: An up-to-date guide,” Peterson Institute for International Economics (PIIE) Realtime Economics, February 25, 2025 (<https://www.piie.com/blogs/realtime-economics/2025/trumps-trade-war-timeline-20-date-guide>)
- The Economist (2025).” South-East Asian producers are being hammered by Chinese imports,” February 13, 2025 (<https://www.economist.com/asia/2025/02/13/south-east-asian-producers-are-being-hammered-by-chinese-imports>)
- Joseph E. Gagnon (2025). “Why higher tariffs won’t shrink the trade deficit,” PIIE Realtime Economics, February 24, 2025 (<https://www.piie.com/blogs/realtime-economics/2025/why-higher-tariffs-wont-shrink-trade-deficit>)
- The White House (2025a). “America First Trade Policy,” Presidential Actions, January 20, 2025 (<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/america-first-trade-policy/>)
- (2025b). “Reciprocal Trade and Tariffs,” February 13, 2025 (<https://www.whitehouse.gov/articles/2025/02/reciprocal-trade-and-tariffs/>)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2025 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)
All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.
Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan
〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階
e-mail: admin@iima.or.jp
URL: <https://www.iima.or.jp>